

聖籠町固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十六年二月七日

聖籠町固定資産評価審査委員会 委員長 渡邊 幸明
聖籠町固定資産評価審査委員会規程第一号

聖籠町固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

聖籠町固定資産評価審査委員会規程（昭和三十九年聖籠町規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条第三項中「五日前」を「三日前」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。本則に次の三条を加える。

（公印）

第二十八条 委員会の公印の番号、名称、ひな型、寸法、書体及び用途は、別表のとおりとする。

（告示等の方法）

第二十九条 委員会の告示その他の公告は、聖籠町の公告の例による。

（委任等）

第三十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第七条を削り、第六条を第二十七条とし、第五条を第二十六条とし、同条の前に次の十七条を加える。

（口頭による意見陳述の通知等）

第九条 条例第七条の規定による通知は、口頭意見陳述通知書（別記様式第八号）により行うものとする。

2 委員会は、審査申出人が口頭による意見陳述に出席しない場合は、当該審査申出人に係る口頭による意見陳述を行わないものとする。ただし、審査申出人が口頭による意見陳述に出席しないことについて、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(口頭による意見陳述の運営に係る制限)

第十条 審査長は、口頭による意見陳述において必要があるとき認めるときは、審査申出人の発言及び発言に係る時間を制限し、又は審査の目的以外にわたると認める発言を禁止することができる。

(口頭による意見陳述調書)

第十一条 条例第七条第二項の規定による調書の作成は、口頭意見陳述調書(別記様式第九号)により行うものとする。

(口頭審理の通知等)

第十二条 条例第八条第二項の規定による通知は、口頭審理通知書(別記様式第十号)又は出席要求書(別記様式第十一号)により行うものとする。

2 委員会は、審査申出人が口頭審理に出席しない場合は、当該審査申出人に係る口頭審理を行わないものとする。ただし、審査申出人が口頭審理に出席しないことについて、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(口述書)

第十三条 条例第八条第四項の規定による口述書の提出は、口述書(別記様式第十二号)により行うものとする。

(口頭審理調書)

第十四条 条例第八条第七項の規定による調書の作成は、口頭審理調書（別記様式第十三号）により行うものとする。

（口頭審理の運営に係る制限）

第十五条 審査長は、口頭審理において必要があると認めるときは、審査申出人その他関係者の発言及び発言に係る時間を制限し、又は審査の目的以外にわたると認める発言を禁止することができる。

（口頭審理の傍聴）

第十六条 口頭審理の傍聴を希望する者は、審査長の許可を受けて、口頭審理を傍聴することができる。

2 審査長は、口頭審理の会場の受付において、口頭審理の傍聴人（以下「傍聴人」という。）に傍聴券（別記様式第十四号）を交付するものとする。

（抽選による傍聴人の決定）

第十七条 前条第一項の規定にかかわらず、審査長は、傍聴を希望する者が多数いる場合は、抽選により傍聴人を決定することができる。

（口頭審理の会場への入場制限）

第十八条 審査長は、次に掲げる者が口頭審理を傍聴しようとするときは、口頭審理の会場への入場を制限することができるとができる。

一 酒気を帯びた者

二 凶器その他身体等に危険を及ぼすおそれのある物品を携帯する者

三 前二号に掲げるもののほか、口頭審理の進行を妨げるおそれがあると審査長が認める者

（傍聴人の遵守事項等）

第十九条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 口頭審理の進行中は、発言、撮影又は録音をしないこと。

二 口頭審理における発言に対し、拍手その他の方法により、賛否を表明する等口頭審理の進行を妨げないこと。

三 審査長が指定した傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、審査長の指示に従うこと。

2 審査長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反するときは、当該傍聴人に対し、口頭審理の会場からの退場を命ずることができると。

(実地調査通知書)

第二十条 委員会は、審査申出人からの申出により実地調査を行う場合においては、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

2 前項の規定による通知は、実地調査通知書(別記様式第十五号)により行うものとする。

(実地調査調査書)

第二十一条 条例第九条の規定による調査書の作成は、実地調査調査書(別記様式第十六号)により行うものとする。

(取下書)

第二十二条 審査申出人が行う審査の申出の取下げは、固定資産評価審査申出取下書(別記様式第十七号)により行わなければならない。

(議事についての調査書)

第二十三条 条例第十条の規定による調書の作成は、議事調書（別記様式第十八号）により行うものとする。

（決定書）

第二十四条 条例第十一条の規定による決定書の作成は、次に掲げる様式により行うものとする。

一 固定資産評価審査決定書（土地）（別記様式第十九号の一）

二 固定資産評価審査決定書（家屋）（別記様式第十九号の二）

三 固定資産評価審査決定書（償却資産）（別記様式第十九号の三）

（審査に関する資料等の閲覧）

第二十五条 委員会は、法第四百三十三条第三項の規定により提出させた資料並びに審査の議事及び決定に関する記録を五年間保存し、審査申出人その他関係者から閲覧を求められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他特別な理由があると認めるときを除き、閲覧に供するものとする。

2 前項の申請は、資料閲覧申請書（別記様式第二十号）により行わなければならない。

3 第一項の閲覧は、委員会の指定する時間及び場所で行わなければならない。

第四条の見出し中「通知」を「要求」に改め、同条中「次に掲げる事項を記載した通知書」を「資料提出要求書（別記様式第七号）」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

（審査申出書）

第四条 条例第四条第一項の規定による審査申出書の提出は、固定資産評価審査申出書（別記様式第一号。以下

「審査申出書」という。）に、次のいずれかの書類を添付して行わなければならない。

- 一 固定資産評価審査申出明細書（土地）（別記様式第二号の一）
- 二 固定資産評価審査申出明細書（家屋）（別記様式第二号の二）
- 三 固定資産評価審査申出明細書（償却資産）（別記様式第二号の三）

2 条例第四条第五項の規定により審査申出書（添付書類を含む。）の記載事項の変更を委員会へ届け出る場合は、固定資産評価審査申出事項変更届（別記様式第三号）により行わなければならない。

（補正通知書）

第五条 条例第五条第三項の規定により審査申出書の不備を補正させる場合は、当該審査申出人に対し、補正通知書（別記様式第四号）により通知するものとする。

（審査申出書受理通知書）

第六条 条例第五条第四項及び第六条第一項の規定による町長への通知は、固定資産評価審査申出書受理通知書

（別記様式第五号）により行うものとする。

（弁明書送付書）

第七条 条例第六条第二項の規定による送付は、弁明書送付書（別記様式第六号）により行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二十八条関係）

別記様式第1号（第4条関係）

固定資産評価審査申出書

年 月 日

（宛先）

聖籠町固定資産評価審査委員会

地方税法第432条の規定により、次のとおり審査の申出をします。

審査申出人	住所 (所在地)	〒
	氏名 (名称・代表者又は は管理人氏名)	印
	電話番号	
総代又は代理人	区分	総代・代理人 (該当するものを○で囲んでください。)
	住所	〒
	氏名	印
	電話番号	
審査の申出の趣旨及び理由	別添申出明細書	土地 枚 家屋 枚 償却資産 枚 } のとおり
口頭意見陳述希望の有無	有 ・ 無	
その他必要な事項		
1 審査申出書は、正副2通を提出して下さい。 2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人は、その資格を証明する書面を添付して下さい。 3 審査申出書の提出後、審査の決定までの間にその記載事項に異動を生じた場合は、直ちに、当該変更に係る事項を書面で届け出てください。	※委員会受付印	

別記様式第一号（第四条関係）
附則の次に、次の二十四様式を加える。

二	一	
聖籠町固定資産審査委員会 の委託員	聖籠町固定資産審査委員会 の委託員	名称
聖籠町固定資産審査委員会 の委託員	聖籠町固定資産審査委員会 の委託員	ひな形
正方形	正方形	規格 (メトリ)
てん	てん	書体
一	一	個数
固定資産審査委員会 の委託員	固定資産審査委員会 の委託員	用途

別記様式第2号の2（第4条関係）

固定資産評価審査申出明細書（家屋）

審査申出人	住所 (所在地)				
	氏名 (名称・代表者又は 管理人氏名)				
固定資産課税台帳に登録された価格					
所在地	家屋 番号	種類	構造	床面積	価格 (評価額)
				m ²	円
				m ²	円
				m ²	円
				m ²	円
【申出の趣旨及び理由】					

(注) 申出の趣旨及び理由について、記入しきれない場合は別紙（様式は任意）に記入してください。

別記様式第二号の二（第四条関係）

別記様式第2号の1（第4条関係）

固定資産評価審査申出明細書（土地）

審査申出人	住所 (所在地)			
	氏名 (名称・代表者又は 管理人氏名)			
固定資産課税台帳に登録された価格				
所在地及び地番	地目	地積	価格 (評価額)	
		m ²	円	
		m ²	円	
		m ²	円	
		m ²	円	
【申出の趣旨及び理由】				

(注) 申出の趣旨及び理由について、記入しきれない場合は別紙（様式は任意）に記入してください。

別記様式第二号の一（第四条関係）

別記様式第3号（第4条関係）

固定資産評価審査申出事項変更届

年 月 日

(宛先)
型籠町固定資産評価審査委員会

(審査申出人)
住所
氏名 印

年 月 日付けで提出した固定資産評価審査申出書の記載事項について、下記のとおり変更します。

記

変更する項目	
変更前	
変更後	

別記様式第三号（第四条関係）

別記様式第2号の3（第4条関係）

固定資産評価審査申出明細書（償却資産）

審査申出人	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名称・代表者又は 管理人名氏)		
固定資産課税台帳に登録された価格			
所在地			
種 類	数 量	価 格 (評価額)	
第 1 種 (構 築 物)		円	
第 2 種 (機 械 装 置)		円	
第 3 種 (船 舶)		円	
第 4 種 (航 空 機)		円	
第 5 種 (車 両 運 搬 具)		円	
第 6 種 (工 具 器 具 備 品)		円	
【申出の趣旨及び理由】			

(注) 申出の趣旨及び理由について、記入しきれない場合は別紙（様式は任意）に記入してください。

別記様式第二号の三（第四条関係）

別記様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

聖籠町長 様

聖籠町固定資産評価審査委員会 印

固定資産評価審査申出書受理通知書

年度固定資産課税台帳登録価格に係る審査申出書を受理したので、
聖籠町固定資産評価審査委員会条例第5条第4項の規定により通知します。
審査申出書の副本を送付しますので、下記の期限までに弁明書を提出してください。

記

1 審査申出人

住 所 (所在地)	
氏 名 (名称・代表者又は 管理人氏名)	

2 弁明書の提出

- (1) 提出期限 年 月 日 ()
(2) 提出部数 正副2通

別記様式第五号（第六条関係）

別記様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

聖籠町固定資産評価審査委員会 印

補 正 通 知 書

あなたが 年 月 日付けで当委員会に提出した 年度固定資産課税台帳登録価格に係る審査申出書は、下記の事項に不備がありますので、期限までに書面で補正をしてください。
なお、期限までに提出がないときは、審査の申出を却下しますので、御注意ください。

記

1 不備の内容

2 書面の提出

- (1) 提出期限 年 月 日 ()
(2) 提出部数 正副2通

別記様式第四号（第五条関係）

別記様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

聖籠町固定資産評価審査委員会 印

資料提出要求書

固定資産評価審査委員会の審査に必要があるため、地方税法第433条第3項の規定により、下記のとおり資料の提出を求めますので、提出をお願いします。

記

- 1 事案の表示
- 2 提出をを求める資料
- 3 提出期限
年 月 日（ ）午前・午後 時まで
- 4 提出場所
- 5 その他必要な事項

別記様式第七号（第八条関係）

別記様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

聖籠町固定資産評価審査委員会 印

弁明書送付書

あなたが、年 月 日付けで提起した 年度固定資産課税台帳登録価格に係る審査の申出に対して、聖籠町長から弁明書の提出がありましたので、聖籠町固定資産評価審査委員会条例第6条第2項の規定により副本を送付します。

なお、この弁明書に不服があるときは、下記のとおり反論書を提出してください。

記

- 1 反論書の提出
(1) 提出期限 年 月 日（ ）
(2) 提出部数 1通
- 2 その他

別記様式第六号（第七条関係）

別記様式第9号（第11条関係）

口 頭 意 見 陳 述 調 書	
事案の表示	
場 所	
日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分
口頭意見陳述者の氏名	
【意見の内容】	
その他必要な事項	
上記のとおり口頭による意見陳述について調書を作成する。	
年 月 日	
	委 員 _____ 印
	委 員 _____ 印
	委 員 _____ 印
	書 記 _____ 印

別記様式第九号（第十一條關係）

別記様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

聖籠町固定資産評価審査委員会 印

口 頭 意 見 陳 述 通 知 書

あなたが、年 月 日付けで提起した 年度固定資産課税台帳登録価格に係る審査の申出について、地方税法第 433 条第2項ただし書の規定により、下記のとおり口頭による意見陳述を実施しますので、出席してください。

記

- 1 実施日時
年 月 日 () 午前・午後 時 分
- 2 実施場所
- 3 審査事項
- 4 その他必要な事項

別記様式第八号（第九條關係）

別記様式第11号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

型籠町固定資産評価審査委員会 印

出席要求書

固定資産評価審査委員会の審査に必要があるため、地方税法第433条第7項の規定により、下記のとおり口頭審理における証言を求めますので出席をお願いします。

記

1 事案の表示

2 出席日時

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

3 出席場所

4 証言を求める事項

5 その他必要な事項

別記様式第十一号（第十二条関係）

別記様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

型籠町固定資産評価審査委員会 印

口頭審理通知書

年 月 日付けで提起のあった 年度固定資産課税台帳登録価格に係る審査の申出について、地方税法第433条第6項の規定により、下記のとおり口頭審理を行いますので、出席してください。

記

1 審査の日時

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

2 審査の場所

3 審査事項

4 その他必要な事項

別記様式第十号（第十二条関係）

別記様式第13号（第14条関係）

口 頭 審 理 調 書	
事 案 の 表 示	
場 所	
日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分
出席した関係者の住所及び氏名	
【口頭審理の要領】	
その他の必要な事項	
上記のとおり口頭審理について調書を作成する。	
年 月 日	
	委員 _____ 印
	委員 _____ 印
	委員 _____ 印
	書記 _____ 印

別記様式第十三号（第十四条関係）

別記様式第12号（第13条関係）

口 述 書

年 月 日

(宛先)
聖籠町固定資産評価審査委員会

提出者 住所
氏名 印

口頭による証言に代えて、次のとおり証言します。

【口述事項】

別記様式第十二号（第十三条関係）

別記様式第 15 号 (第 20 条関係)

第 号
年 月 日

様

聖籠町固定資産評価審査委員会 印

実 地 調 査 通 知 書

あなたが、 年 月 日付けで提起した 年度固定資産課
税台帳登録価格に係る審査の申出について、地方税法第 433 条第 11 項で準用す
る行政不服審査法第 29 条の規定により、下記のとおり実地調査を行いますので
立会をお願いします。

記

- 1 実地調査の日時
年 月 日 () 午前・午後 時 分
- 2 実地調査の場所
- 3 その他必要な事項

別記様式第十五号 (第二十条関係)

別記様式第 14 号 (第 16 条関係)

No. _____

年 月 日交付

傍 聴 券

聖籠町固定資産評価審査委員会

- 1 傍聴券は、退場の際に受付へ返却してください。
- 2 審査長は、次に掲げる者が口頭審理を傍聴しようとするときは、口頭審理の会場への入場を制限できます。
 - (1) 酒気を帯びた者
 - (2) 凶器その他身体等に危険を及ぼすおそれのある物品を携帯する者
 - (3) 口頭審理の進行を妨げるおそれがあると審査長が認める者
- 3 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守してください。
 - (1) 口頭審理の進行中は、発言、撮影又は録音をしないでください。
 - (2) 口頭審理における発言に対し、拍手その他の方法により、賛否を表明する等口頭審理の進行を妨げないでください。
 - (3) 審査長が指定した傍聴席以外の場所に立ち入らないでください。
 - (4) 審査長の指示に従ってください。
- 4 審査長は、3 に掲げる事項に違反した傍聴人に対して、退場を命ずることができます。
- 5 退場を命じられた場合は、速やかに退場してください。

別記様式第十四号 (第十六条関係)

別記様式第17号（第22条関係）

固定資産評価審査申出取下書

年 月 日

(宛先)

聖籠町固定資産評価審査委員会

(審査申出人)

住所

氏名

印

地方税法第433条第11項で準用する行政不服審査法第39条の規定に基づき、
下記の固定資産評価に係る審査の申出を取り下げます。

記

審査申出年月日		年 月 日
固定資産の表示	種類	土地 ・ 家屋 ・ 償却資産 (該当するものに○を付けてください。)
	地番・家屋番号・償却資産の所在	

(注意事項)

- 1 審査申出人が法人その他の社団又は財団である場合は、主たる事務所、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載してください。
- 2 代理人が取下げを行う場合は、審査申出人から取下げについての特別の委任を受けたことを証する書面を添付してください。また、この場合は、代理人が署名押印をしてください。
- 3 総代には、審査申出を取り下げる権限がありませんので、審査申出人が個々に取下げを行ってください。

別記様式第十七号（第二十二条関係）

別記様式第16号（第21条関係）

実地調査調書	
事案の表示	
場所	
日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分
立ち合った関係者の氏名	
【実地調査の結果】	
その他必要な事項	
上記のとおり実地調査について調書を作成する。	
年 月 日	
	委員 _____ 印
	委員 _____ 印
	委員 _____ 印
	書記 _____ 印

別記様式第十六号（第二十一条関係）

別記様式第 19 号の 1 (第 24 条関係)

固定資産評価審査決定書 (土地)				
第 号 年 月 日				
様				
聖籠町固定資産評価審査委員会 印				
年 月 日付けの審査申出について、審査の結果、次のとおり決定したので、地方税法第 433 条第 12 項の規定により通知します。				
審査申出に係る固定資産	所在地及び地番	地目	地積	価 格 (評価額)
決定事項	主 文			
	理 由			

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、聖籠町を被告として（新卒においては聖籠町固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。）審査決定の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第十九号の一（第二十四条関係）

別記様式第 18 号 (第 23 条関係)

議 事 調 書	
事 案 の 表 示	
場 所	
日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分
【会議の要領】	
その他必要な事項	
上記のとおり議事について調書を作成する。	
年 月 日	
委員 _____ 印	
委員 _____ 印	
委員 _____ 印	
書記 _____ 印	

別記様式第十八号（第二十三条関係）

別記様式第 19 号の 3 (第 24 条関係)

固定資産評価審査決定書 (償却資産)					
第 号 年 月 日					
様					
聖籠町固定資産評価審査委員会 印					
年 月 日付けの審査申出について、審査の結果、次のとおり決定したので、地方税法第 433 条第 12 項の規定により通知します。					
審査申出に係る固定資産	所在地	種類	数量	価 格 (評価額)	
決定事項	主 文				
	理 由				

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、聖籠町を被告として（新卒においては聖籠町固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。）審査決定の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第十九号の三（第二十四条関係）

別記様式第 19 号の 2 (第 24 条関係)

固定資産評価審査決定書 (家屋)						
第 号 年 月 日						
様						
聖籠町固定資産評価審査委員会 印						
年 月 日付けの審査申出について、審査の結果、次のとおり決定したので、地方税法第 433 条第 12 項の規定により通知します。						
審査申出に係る固定資産	所在地	家屋 番号	種類	構造	床面積	価 格 (評価額)
決定事項	主 文					
	理 由					

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、聖籠町を被告として（新卒においては聖籠町固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。）審査決定の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第十九号の二（第二十四条関係）

別記様式第二十号（第二十五条関係）

別記様式第 20 号（第 25 条関係）

資料閲覧申請書

年 月 日

(宛先)
聖籠町固定資産評価審査委員会

申請者 住所
氏名 印

年度固定資産課税台帳登録価格の審査申出の審査に関する資料の閲覧を申請します。

記

審査申出人の 氏名（名称）	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 審査申出人の氏名（名称） 〔 〕
審査申出人 との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（具体的に記入） 〔 〕
閲覧を希望す る資料の表示	

この規程は、公布の日から施行する。
附 則